

大崎地方振興指針

(令和3年度～令和12年度)

令和5年度改定版



宮城県北部地方振興事務所

令和5年4月

目 次

I	はじめに	1
II	管内概況	2
III	地域の現状と課題	3
	【商工業】	3
	【観 光】	4
	【雇 用】	5
	【農 業】	6
	【畜 産】	9
	【林 業】	11
IV	基本方針	12
V	重点推進事項及び取組項目	12
1	未来を担う産業人材の育成	13
	(1) ものづくり産業を担う人材の確保・育成の支援	13
	(2) 地域を支える意欲的な農業経営体の育成強化	13
	(3) 林業の事業体強化と将来に向けた担い手の育成	13
	(4) 地域の中心となる先進的畜産経営体の育成	13
2	地域資源を活かした観光・サービス産業の振興	14
	(1) 観光資源を活かした観光関連産業の振興	14
	(2) 地域食材等を活用した食関連産業の振興	14
3	地域経済を支える産業の持続的な発展	14
	(1) ものづくり企業等の活動支援	14
	(2) 持続可能な農業・林業の生産振興	15
	(3) 畜産の競争力強化に向けた生産振興	15
4	農業・林業・畜産業の生産基盤等の整備	16
	(1) 生産基盤の着実な整備と保全	16
	(2) 森林の持つ公益的機能の高度発揮	16
5	安全・安心な暮らしの確保	17
	(1) 安全で安心できる農林畜産物の安定的な供給	17
	(2) 新型コロナウイルス感染症等や自然災害への対応	17
	(3) 地域住民が主体となる地域づくりの推進	18

I はじめに

(1) 策定の趣旨

本県は、総合計画である「宮城の将来ビジョン」（平成19年度策定）及び「宮城県震災復興計画」（平成23年度策定）等に基づき様々な施策を展開してきた。

北部地方振興事務所も、これらの計画を踏まえ「大崎地域の振興」を中長期的な視点から重点的に取り組む施策の方向性を示すものとして「大崎地方振興指針」を策定し、各種施策に取り組んできたところである。

令和3年度において、新たな総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」（以下、「新ビジョン」という）が策定されたことから、本指針についても改めて策定したものである。

(2) 構成及び計画期間

本指針は、大崎地域の振興について基本的な姿勢や考え方を示す「基本方針」、「基本方針」に基づき北部地方振興事務所として中期的な視点から重点的に推進する「重点推進事項」及び「重点推進事項」を進める具体的な取組である「取組項目」で構成している。

本指針の計画期間は、新ビジョンの計画期間と同じ令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とする。

また、「重点推進事項」については、新ビジョン実施計画の前期（4年）・中期（3年）・後期（3年）に合わせて見直しを行い、「取組項目」は、原則として毎年度見直しすることとしている。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な世界の実現に向けたSDGsの達成に取り組むことは人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県が直面する諸課題を解決する上で極めて重要であることから、SDGsの「包摂性」や「統合性」といった特徴、17の目標と169のターゲットの内容を本指針の基本方針や重点推進事項などに反映し取組を進めることとしており、「取組項目」に関連する目標を記載している。



II 管内概況

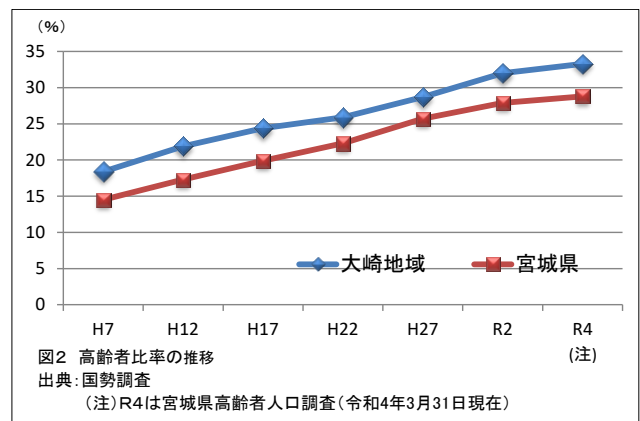
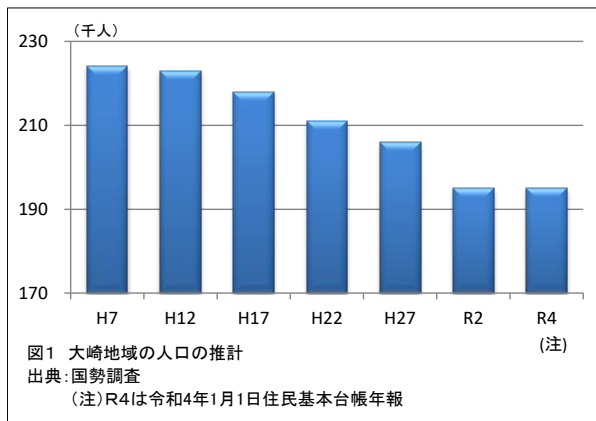
大崎地域は、北西部から西部にかけて山形・秋田両県との境をなす奥羽山脈が連なり、東に向かって次第に傾斜しながら平地が広がっている。管内を横断する形で、荒雄岳を源とする江合川と船形連峰を源とする鳴瀬川が西から東に向かって流れ、広大な大崎耕土を潤している。

また、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰や、笹岳山をはじめとする5つの県自然環境保全地域、加護坊・笹岳山緑地環境保全地域、さらにはラムサール条約湿地である「蕪栗沼・周辺水田」と「化女沼」があり、優れた自然景観と貴重な動植物の生息地を有している。

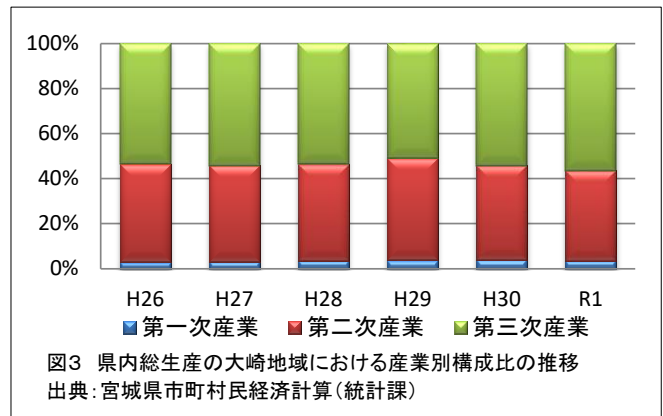
地形は、①自然豊かなリゾート地帯の菓菜地区及び鳴子温泉郷をはじめとする北西部の山間地帯、②肉用牛及び採卵鶏などの畜産が盛んな西部の丘陵地帯、③「ひとめぼれ」、「ササニシキ」など良質米を産する「大崎耕土」が広がる中央部・東部の平地地帯の3形状に大別される。

交通網は、高速交通ネットワークとして東北新幹線（古川駅）と東北自動車道（古川IC、長者原スマートIC、三本木スマートIC）があり、その他一般国道や鉄道が交差する交通の要所となっている。

市町村数は、平成の大合併により1市4町（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）となり、総面積は1,523.91㎢キロ平方メートル（県全体の20.9%）である。人口は約195千人（住民基本台帳年報：令和4年1月1日現在）で（図1）、宮城県全体の8.6%を占めるが、年々減少傾向にある。高齢化率は宮城県平均の28.8%に対し、33.3%（宮城県高齢者人口調査：令和4年3月31日現在）となっている（図2）。



産業経済の状況は、総生産（令和元年度宮城県市町村民経済計算）が776,380百万円で、県内総生産9,829,354百万円の約7.9%を占め、産業別構成比は、第1次産業が3.6%、第2次産業が40.0%、第3次産業が56.3%となっている（図3）。



Ⅲ 地域の現状と課題

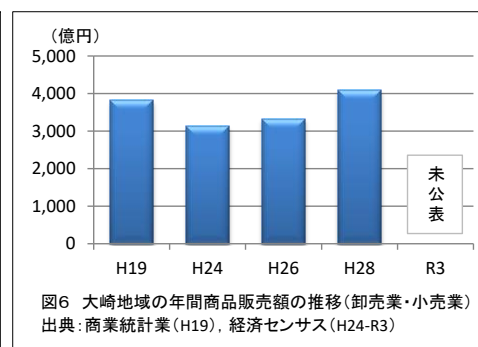
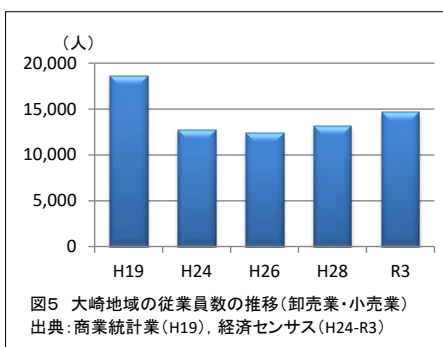
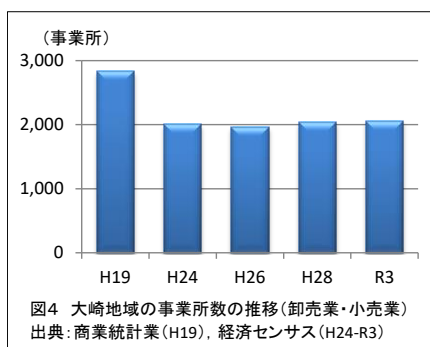
県の人口は本格的な減少局面を迎えており、大崎地域においても、今後、少子高齢化や人口減少の進展による各産業の担い手不足の深刻化が懸念されている。また、経済のグローバル化による自由貿易の拡大や国の農業政策の変更など社会経済を取り巻く環境は大きく変化している。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出自粛や休業要請等に伴う消費の低迷、観光客の減少など、飲食業や宿泊業をはじめとした地域経済に幅広く影響を及ぼしており、その長期化が懸念されている。

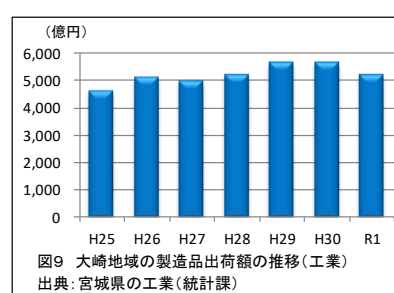
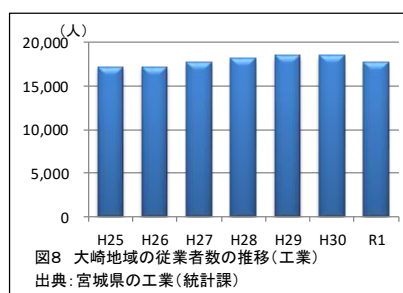
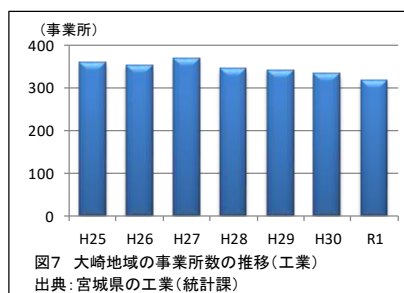
さらに、近年、大規模な自然災害や特定家畜伝染病が頻発し、農林畜産物の安定的な供給に影響を与えているほか、人口減少の進展により、住民の地域活動に支障が出るなど地域の活力が低下しつつある。

【商工業】

- 商業について、事業所数は震災後に大幅に減少し、その後横ばい傾向となっている。従業員数及び年間商品販売額は震災後に減少し、その後増加傾向にある。令和3年度の事業所数及び従業員数は平成28年度に比べて増加している（図4～6）。



- 他の圏域と同様に郊外型の大規模小売店舗が増えている一方で、地域密着型の小売事業者においては事業主の高齢化や後継者不足が深刻化しており、商店街の衰退に併せて中心市街地の空洞化が進行している。
- 工業については、事業所数は東日本大震災以降おおむね減少傾向となっている（図7）。従業員数及び製造品出荷額は景気の動向や企業の経営方針に左右されるところが大きく、東日本大震災で大幅に落ち込んだ後は、自動車関連業種や電子部品関連業種が好調に推移し、増加が続いていたが、令和元年は主に電子部品関連業種の生産額の影響により減少している（図8・9）。



- 平成24年以降、仙台北部地域に自動車生産の新たな拠点が形成され、周辺地域には関連企業の集積も進んでおり、自動車部品製造等の新たな受注に向けて支援に取り組んできたが、就業者の定着率の低下や新規高卒者等の新規就業者数の減少が懸念されていることから、ものづくり企業の人材の確保・育成にさらに取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のほか原材料価格高騰やエネルギーコストの上昇などの影響により、事業の継続が困難になる事業者が増えると懸念されていることから、関係機関と連携して情報提供などを行い、事業継続の支援を行っていく必要がある。

【観 光】

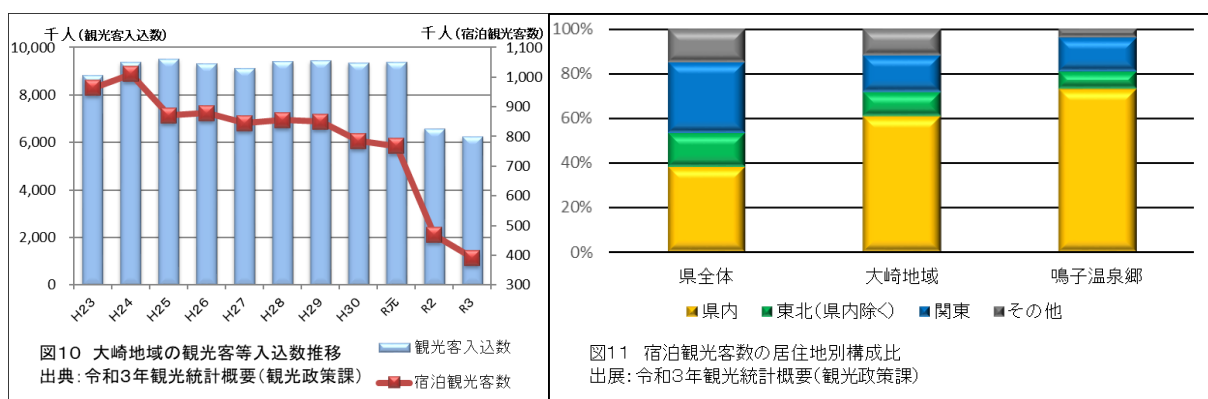
- 大崎地域は、美しい自然や豊富な食材、県内有数の温泉地である鳴子温泉郷を抱えるなど、恵まれた観光資源を有している。

平成21年まで年々増加を続け、1,000万人を超えていた観光客入込数は、平成22年に997万人と減少に転じ、平成23年は東日本大震災の影響により885万人に激減した。

また、100万人前後で推移していた宿泊観光客数は、平成20年から減少に転じたが、平成23・24年は温泉旅館での二次避難者受入や復興関連需要等により一時的に増加した。

観光客入込数及び宿泊観光客数の震災前水準の回復を目標に、平成24年から観光キャンペーンに取り組んできた結果、観光客入込数については一定の成果があり、平成29年には震災前の94.7%にまで回復し、その後は横ばい傾向となっており、宿泊観光客数は、新規大型ホテルの参入により一時的に増加が見られたものの、宿泊施設の減少や湯治客の減少等により、逡減傾向となっていた中、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響から観光客入込数及び宿泊観光客数ともに大幅に減少している。(図10)。

- 大崎地域及び鳴子温泉郷の観光宿泊客を居住地別にみると、県全体と比べて県内居住者の割合が大きい(図11)。今後も、官民が一体となって行う各種キャンペーン等を通じた観光資源のPR等により観光客入込数等の交流人口及び関係人口の増加を図っていく必要がある。



- 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大のほか原材料価格高騰やエネルギーコストの上昇など、観光業界を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、事業継続のための支援が求められている。また、新型コロナウイルスの5類移行に伴う観光客をはじめとした交流人口増加を見据えつつ、新たに策定された第5期みやぎ観光戦略プランにおける圏域の施策の方向性に沿って取り組みを進める必要がある。

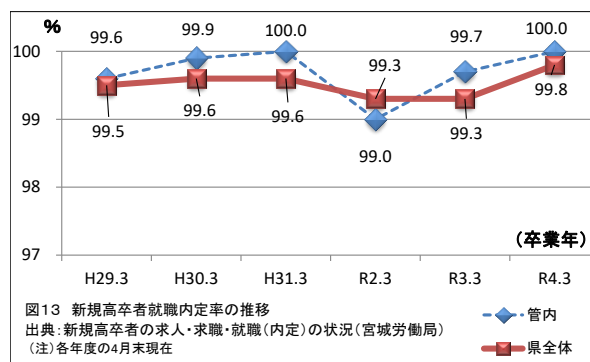
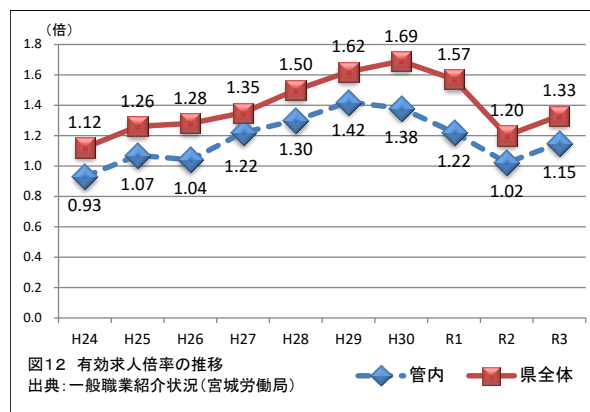
【雇 用】

- 管内の雇用情勢は、人手不足や少子高齢化を背景に、求職者数に対して求人者数が多い状況から、有効求人倍率が平成25年度以降1.0倍を超える水準で推移してきた。令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより前年度を下回ったが、令和3年度は行動制限の緩和などにより前年度を上回っている（図12）。

職種別にみると求人と求職のバランスに大きな差があり、求人が求職に比べて少ない職種（一般事務職等）がある一方で、求人が求職を大きく上回っている職種（建築・土木技術者、介護職、製造業等）もあり、職種間で雇用のミスマッチが発生している。

- 直近5年間での管内の新規高卒者の就職内定率は、ほぼ100%で推移している。令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり若干低下したものの、高い水準を維持している（図13）。

なお、管内の令和4年3月新規高卒者は、1,731人で、このうち求職者数は670人、また、新規高卒者に対する管内求人数は789人で、求人数が上回っている。



- 今後、少子化や人口減少が加速する中、地域経済の活力を維持していくためには、多様な人材確保や若者の早期離職などの課題解決に向けて、管内立地企業や高校、市町、ハローワーク等と連携し、企業の認知度向上及び地学地就を促進するための支援を強化していく必要がある。

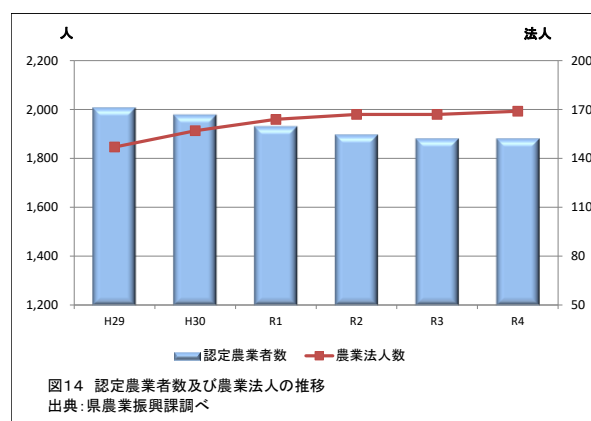
【農業】

○ 大崎地域は、東西に流れる江合川と鳴瀬川流域に広がる水田地帯に、「ひとめぼれ」、「ササニシキ」、「だて正夢」及び「金のいぶき」などが作付けされるみやぎのブランド米の産地である。また、水田をフル活用するため、大豆や麦類が作付けされており、大豆については作付面積が国内第2位（令和3年産）を誇る本県の中でも主要な産地となっているほか、小麦は美里町が県内第1位（令和3年産）の産地となっている。園芸関係では、施設栽培のほうれんそう、こねぎ、なす、みずな、露地栽培のねぎ、はくさい等が県内の主産地となっており、中でも大崎市古川のなす、加美郡のねぎ及び涌谷町の小ねぎは県内第1位の生産を誇っている。

○ 地域農業を支える担い手を確保・育成するため、集落営農組織の法人化を推進するとともに、設立した法人の経営安定化が必要である。また、併せて、管内市町が取り組む「実質化された人・農地プラン」の実現に向けた支援や農地中間管理事業の推進により、担い手への農地の集積・集約化を進めていく必要がある。

○ 認定農業者及び新規就農者はここ数年横ばいからやや減少傾向にあり、地域農業を持続的に維持・発展させていくためには認定農業者の確保と合わせ、新規就農者や女性農業者等多様な担い手の確保が急務である。

また、管内では集落営農組織の法人化などにより、農業法人数が増加しており、新たに設立された法人の経営を早期に安定させるため、継続的な支援が必要である（図14）。



○ 国は、年々増加する訪日外国人を地方にも取り込み、地方の経済活性化に役立てるため、農泊や古民家再生に向けた取組に対する補助事業を創設するなど、支援施策を強化している。

当管内においては、平成29年12月に大崎耕土が国連食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定されたこと、また、令和3年9月に第1回全国農泊ネットワーク宮城大崎大会が開催されたことを契機に、農泊を含めたグリーン・ツーリズム活動の拡大が求められている。

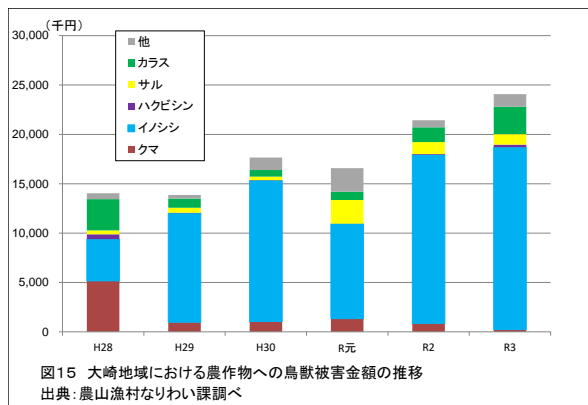
○ また、大崎耕土が世界農業遺産への登録を受け、地場産の農産物や食品などを対象とした認証制度が創設された。米、岩出山凍り豆腐、日本酒、野菜などが認証されている。このような取組を通じて大崎地域の農産物や食品への関心が高まることが期待されるため、引き続き消費者から支持される品質の高い商品づくりを支援していく必要がある。

○ 県内有数の穀倉地帯である当地域においては、需要に応じた米づくりを推進するため、主力品種「ひとめぼれ」とあわせ、新品種「だて正夢」、玄米食専用品種「金のいぶき」、ササニシキに類似した良食味の地域ブランド米「東北194号」、酒造好適米「吟のいろは」など、多彩な米の生産振興を図っていく必要がある。さらに、水稻とともに麦・大豆のほか、主食用米と比べ、単位面積当たりの収益性が高い露地野菜（高収益作物）や飼料作物（子実用とうもろこし等）の栽培など、水田をフルに活用する取組が必要である。

○ さらに園芸振興に向け、施設園芸や土地利用型園芸（野菜）の取組を拡大するため、JA部会等の生産組織体制の強化に加え、法人などによる機械化一貫体系の導入や高度な環境制御技術の導入による生産性向上のほか、実需者ニーズに対応した加工・業務向け野菜の推進が必要である。

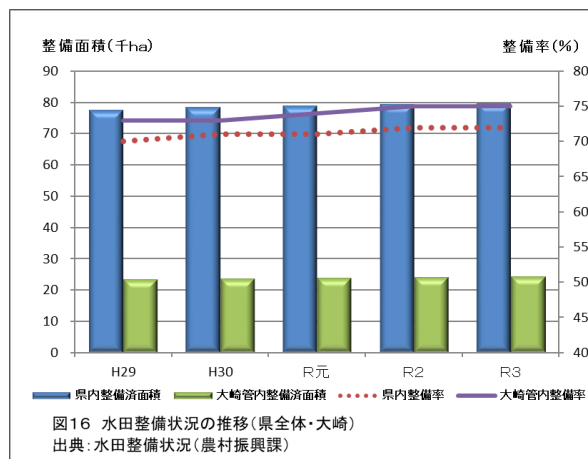
○ 当管内は中山間地域を抱えており、深刻な担い手不足により地域の農業・農村を維持することが困難になることが懸念されている。このため、中山間地域ならではの地域資源等を活用しながら、関係団体や住民が一体となって取り組む地域営農システムの構築が必要である。

○ 野生鳥獣による農作物被害は増加傾向にあり、特にイノシシの生息域の拡大による農作物への被害拡大が深刻な状況にある。県は宮城県鳥獣被害防止総合支援事業を拡充し支援しているが、管内市町や農業者からは、さらなる対策の充実が求められている（図15）。



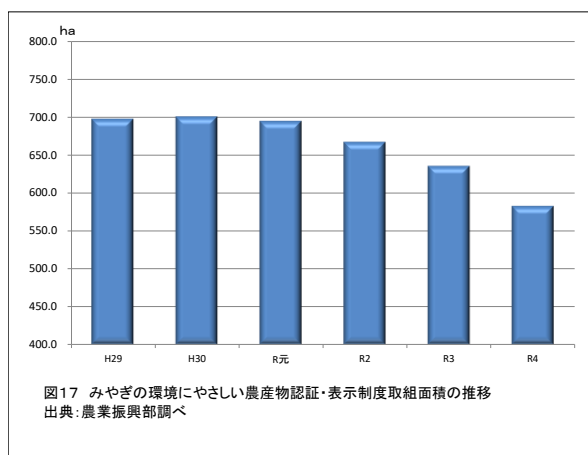
○ 農業協同組合の営農サービスが圏域を越えて広域化していることから、管内の農業者の営農活動が円滑に展開できるよう、適切に対応していく必要がある。

○ 効率的で生産性の高い優良農地を確保し、収益性が高く競争力のある農業を実現するため、ほ場の大区画化と汎用化について予算の重点的な配分を行い、最大限の事業効果を得られるよう着実に進める必要がある（図16）。併せて、老朽化した農業水利施設が増加傾向にあることから、長寿命化に向けた計画的な機能診断による予防保全対策及び更新、整備を進める必要がある。



さらに、施設の管理運営を行う土地改良区の組織運営基盤強化を図るため、市町や関係機関と連携し、統合に向けた支援が必要である。

○ 農産物の安全性や環境保全を確保する手法としてGAP（農業生産工程管理）の取組が有効であり、国の環境保全型農業直接支払交付金においても、国際水準GAPの実施が交付要件となっている。さらに、取引先との関係などから第三者認証GAPを導入しようとする農業者が増えており、個々の取組意向に応じた支援が必要となっている。また、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度等に取り組もうとする農業者への支援を通じて、よりレベルの高い食の安全・安心に対応できる農業者を育成し、環境に配慮した持続性の高い農業を推進していく必要がある（図17）。



- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響で、消費者の食の安全・安心に対する関心は高く、引き続き市町及び農業協同組合等と連携しながら放射性物質のモニタリング検査や、放射性物質吸収抑制対策を実施することで、安全・安心な農産物の生産を支援することが必要である。
- 過疎化や高齢化等の進行による集落機能の低下により、農地や農業用水等の地域資源を守る力が弱くなっていることから、適切な保全管理等が行われるよう地域住民を含めた共同活動を支援・指導していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大のほか、資材・肥料・燃油価格高騰等の影響により、農産物の生産・販売への影響が懸念される状況が続いているため、影響を受けた農業者に対しては経営の継続に向けて支援する必要がある。

【畜産】

○ 管内の畜産は、稲作等耕種部門との複合経営として定着し、県内でも有数の畜産地帯となっている。飼養戸数については、飼養者の高齢化及び後継者不足等から小規模な飼養者層を中心に減少傾向にある。頭羽数については、一部の大規模飼養者は増頭・増羽傾向にあるが、全体では横ばい傾向にある（図18～図20）。

○ 肉用牛繁殖経営では、子牛の生産頭数減少から子牛価格が高騰していたが、飼料価格の高騰による肥育農家の収益性の悪化から、令和4年度に入り、価格が大幅に下落した。

肉用牛肥育経営では枝肉相場は震災前を上回る水準で推移してきたが、新型コロナウイルスの感染拡大により不安定な経営を余儀なくされている。

こうした中、「全国和牛能力共進会」鹿児島大会に向け、上位入賞により「仙台牛」の名声を高め、収益性向上につながられるよう、関係機関一丸となり取り組んだ結果、管内出品牛が好成績を取めた。5年後の北海道大会で更なる成果をあげるべく、結果の分析や課題の解決に向けた動きを引き続き支援する必要がある。

畜産クラスター事業の活用やICT技術導入による省力化の推進などにより、担い手の育成確保や規模拡大の推進を図る必要がある。

○ 養豚では企業経営による生産が大勢を占めるなか、県の系統造成豚「しもふりレッド」,「ミヤギノL2」を活用し、飼料用米を給与した特徴のある豚肉の生産が一部で行われており、生活協同組合等と連携し銘柄豚として販売されている。

○ 配合飼料の価格は、令和2年10月頃から国際相場や海上運賃の高騰、不安定な国際情勢や円安などの要因が重なり、高騰が続いている。価格安定制度の発動や国県の支援事業もあるが、上昇分を吸収しきれず、畜産経営を圧迫している。

○ 鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病については、発生による経済的被害が甚大であり消費者の食の安全・安心への関心も高まる中、生産者・関係機関等と密接に連携を図りながら、防疫演習等を実施し防疫体制を強化する必要がある。

加えて、農場での防疫対策強化のため、生産者への「飼養衛生管理基準」の遵守に向けた指導並びに動物用医薬品等の適正使用の指導を行い、健康で安全な畜産物の生産を推進する必要がある。

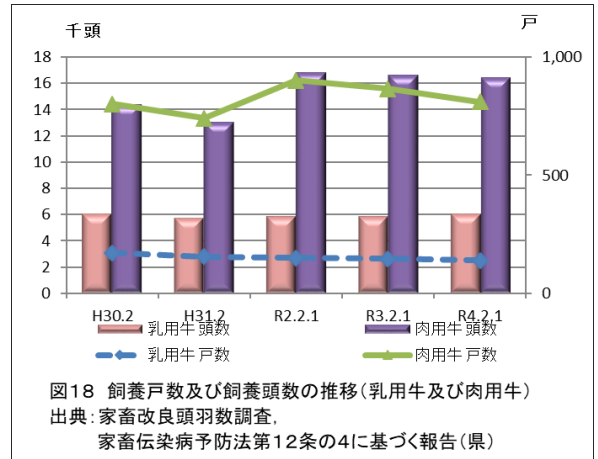


図18 飼養戸数及び飼養頭数の推移(乳用牛及び肉用牛)
出典:家畜改良頭羽数調査,
家畜伝染病予防法第12条の4に基づく報告(県)

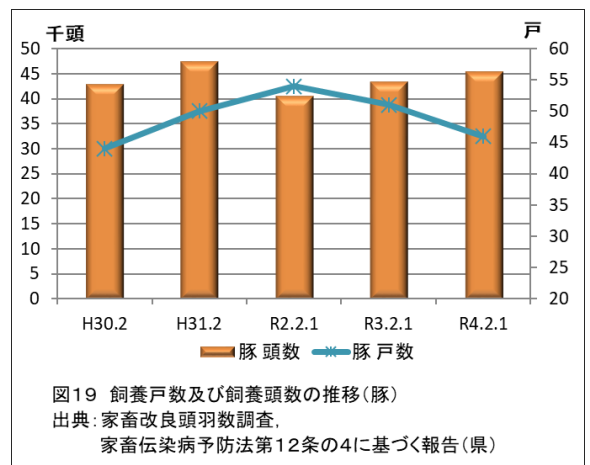


図19 飼養戸数及び飼養頭数の推移(豚)
出典:家畜改良頭羽数調査,
家畜伝染病予防法第12条の4に基づく報告(県)

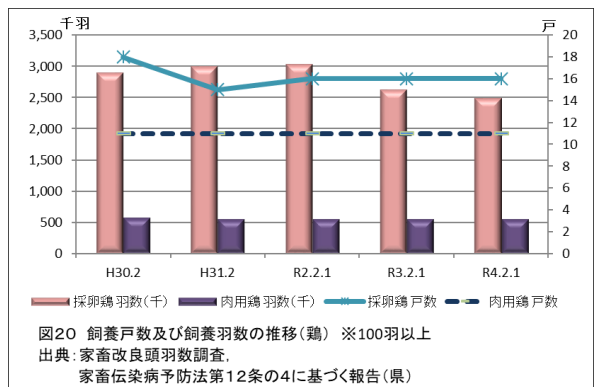


図20 飼養戸数及び飼養頭数の推移(鶏) ※100羽以上
出典:家畜改良頭羽数調査,
家畜伝染病予防法第12条の4に基づく報告(県)

- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく処理施設については、引き続き適正な管理指導とともに耕畜連携による堆肥等の流通促進を図る必要がある。
- 福島第一原子力発電所の事故により生じた、一時保管稲わら・利用自粛牧草等の適正保管やすき込み処理の支援，除染後・すき込み後に収穫された牧草等の検査を継続することにより，安全・安心な畜産物の生産を支援する必要がある。

【林業】

- 当地域の森林面積は、84,769haで総土地面積の約6割を占めている。

このうち、民有林(47,494ha)では、戦後、植栽されたスギ人工林を中心として、収穫の目安となる41年生以上の林分が約4割を占めるほか、1年間の森林資源の生長量が約10万5千立方メートル余りに達するなど、本格的な利用期を迎えている。

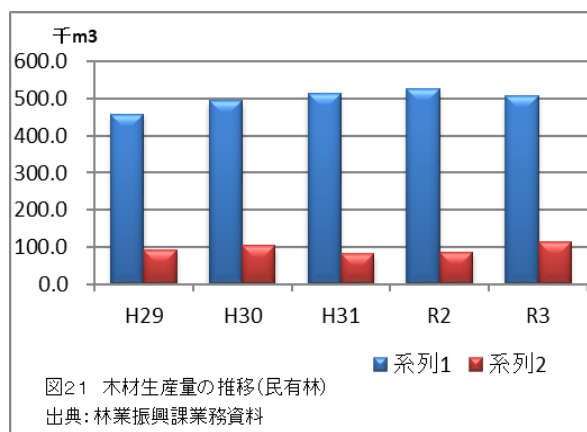
このような中、小規模零細な所有形態や林業採算性の悪化、森林所有者の高齢化や不在村所有者の増加等により、管理放棄される森林や、相続に伴う所有権の移転等による所有者や境界が不明な森林が増加しており、森林整備が進まない大きな要因にもなっていることから、管内でも多くの森林が公益的機能の低下が懸念されている。

平成30年に成立した森林経営管理法は、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の両立を図ることとしており、市町を介して、所有者自ら管理経営できない森林を、意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集約化を図っていく。また、林業経営に適さない森林については、森林環境譲与税を活用し、市町が自ら経営管理を行う仕組み(森林経営管理制度)の導入を推進するため、管内市町との連携が必要である。

なお、本県の森林づくりや林業・木材産業の振興の基本理念として「みやぎ森と緑の県民条例」(平成30年3月制定)及び同条例の基本計画である「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン(計画期間平成30(2018)年度～令和9(2027)年度)」に基づき、①林業・木材産業の一層の産業力強化、②森林の持つ多面的機能のさらなる発揮、③森林、林業・木材産業を支える地域や人材育成、④東日本大震災からの復興と発展の4つの政策の実現に取り組んでいる。

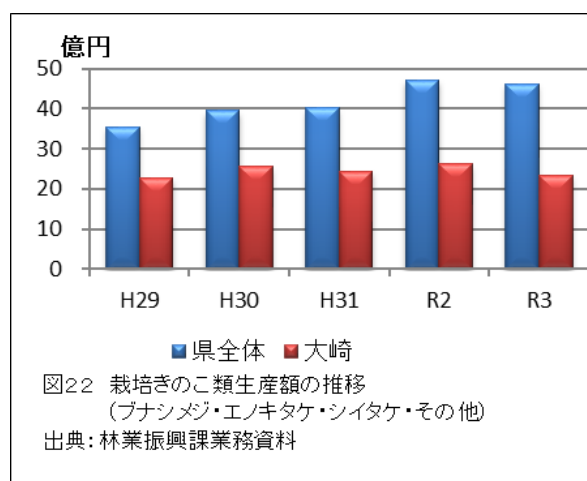
- 管内の民有林における素材生産量は、東日本大震災の影響から、一時減少したものの、平成26年以降増加に転じ、近年は約8～10万³m前後で推移し、令和3年は対前年比年133%の約115,000³m(推定値)となっている(図21)。

引き続き、木材需要の拡大を図り、森林資源の循環利用を一層推進する。また、森林施業や木材生産の集約化、伐採から造林まで「一貫作業システム」の推進、高性能林業機械の導入・活用等を推進する必要がある。



- 管内の特用林産物の生産状況は、生産量では大型生産施設での菌床きのこ栽培が主体となっており、県内生産のほぼ全量を占めるブナシメジや同じく約8割を占めるエノキタケなど、県内最大の産地となっている(図22)。

一方、農林家の重要な複合経営作目であった原木シイタケや、旬の直売所を賑わすタケノコやコゴミ等の山菜類については、放射性物質の影響により依然として一部品目で国の出荷制限指示を受けている。露地栽培の原木シイタケ、タケノコ、コゴミ、大崎市産野生タラノメの出荷制限指示は解除されたものの、野生キノコ・コシアブラ・ゼンマイ(以上大崎市産)及び野生ワラビ(大崎市・加美町産)で出荷制限指示が継続しており、食の安全の確保のための放射性物質検査や直売所等の指導、出荷制限解除に向けた調査、生産者への指導・支援や風評被害対策等に引き続き取り組む必要がある。



IV 基本方針

前述の様々な課題を解決するため、「新・宮城の将来ビジョン」及び各産業分野の計画の示す方向性のもと、変化に的確に対応し、地域の社会経済の持続性を確保していくため、地域の産業を支える人材の確保や経営体を育成するとともに、豊かな地域資源を生かした各産業の振興を進めつつ、生産性の向上や生産基盤の整備による競争力強化の取組をさらに推進していく。

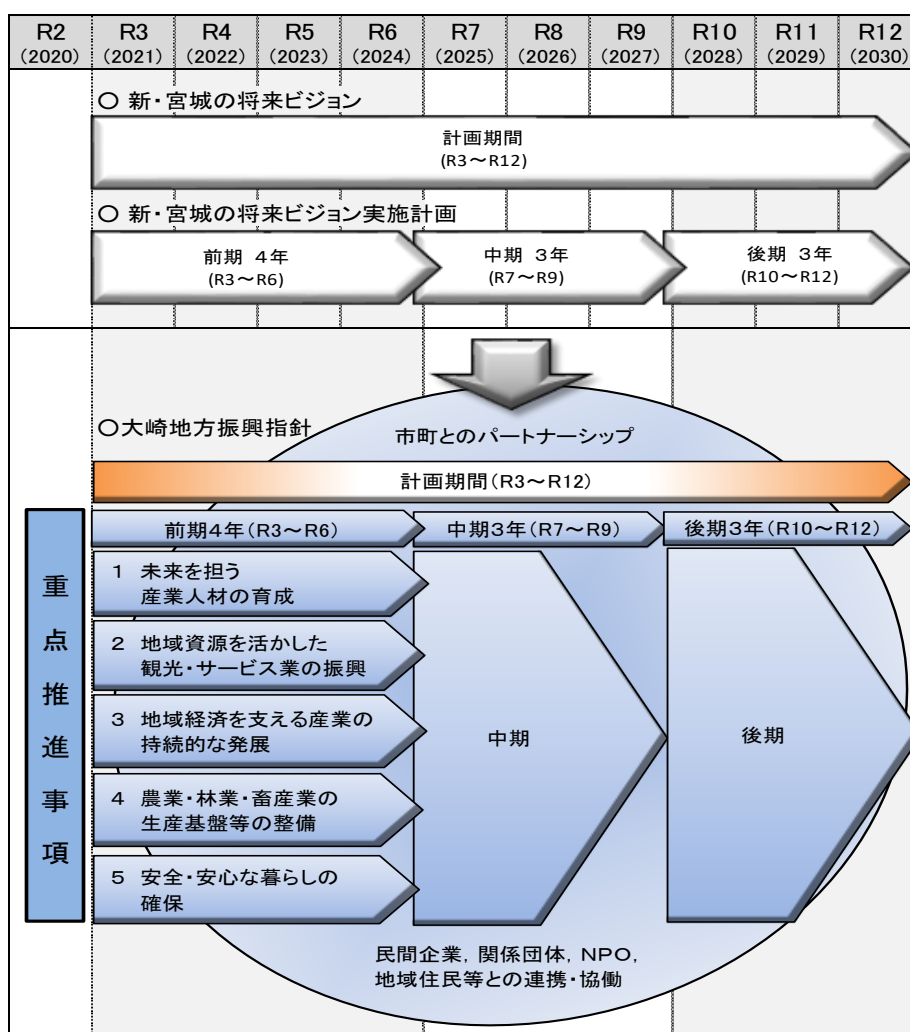
また、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている事業者に対しては、雇用の維持と事業の継続のための支援を行っていく。

さらに、自然災害等に備えた危機管理対応の強化、農林畜産物の定期的な検査などによる安全な農林畜産物の安定供給及び地域の活力維持のための住民が主体となった地域づくりなど、大崎地域の住民が安全で安心して暮らせる環境を確保していく。

このため、下記のとおり中期的な視点から重点的に推進する事項（以下「重点推進事項」という。）及び重点推進事項を進める具体的な取組（以下「取組項目」という。）を定め、管内市町はもとより、民間企業、関係団体NPO、地域住民等を含めた連携・協働により推進する。

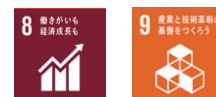
V 重点推進事項及び取組項目

- 1 未来を担う産業人材の育成
- 2 地域資源を活かした観光・サービス業の振興
- 3 地域経済を支える産業の持続的な発展
- 4 農業・林業・畜産業の生産基盤等の整備
- 5 安全・安心な暮らしの確保



1 未来を担う産業人材の育成

(1) ものづくり産業を担う人材の確保・育成支援



- ① 将来的なものづくり産業の人材確保のため、小中学生やその親子が地元ものづくり企業を知り、その技術を体験するイベントを開催するとともに、高校生及び教員の現場訪問（工場見学）や、対面での合同企業説明会等を実施する。
- ② 「大崎ものづくりネットワーク協議会」等の関係団体と連携した研修会を開催するなど、ものづくり企業の人材育成を推進する。
- ③ 圏域版産業人材プラットフォーム等を活用して、管内の立地企業や高校、市町、ハローワーク、その他関係機関による情報交換会等を開催し、ものづくり産業を担う人材の確保・育成に必要な情報を共有する。

(2) 地域を支える意欲的な農業経営体の育成強化



- ① 水田農業の担い手が将来にわたり安定的な農業経営を行うために、担い手組織等の法人化や農地中間管理事業を活用した利用権設定による農地集積・集約化を推進する。
- ② 地域の園芸産地をリードする大規模園芸経営体の育成や企業参入の促進による園芸産地の拡大を推進する。
- ③ 新商品の開発や販路開拓などアグリビジネスに取り組む経営体などを支援することを通じて、企業的経営を目指す経営体の育成を推進する。
- ④ 新規就農者や女性農業者などの多様な担い手を確保・育成するため、就農相談を実施するとともに、生産技術や経営管理手法を指導し、就農の定着と経営の安定化を支援する。

(3) 林業の事業体強化と将来に向けた担い手の育成



- ① 林業事業体の経営力を強化するため、経営セミナーをはじめ、組織管理や人材育成研修など、経営者のスキルアップを支援する。
- ② 森林組合の経営体制を強化するための財務基盤充実にに向けた支援のほか、森林組合経営ビジョン・中期経営企画の着実な実行に向けたフォローアップ、中小企業診断士等の専門家による経営改善指導を支援する。
- ③ 森林の集約化施業を担う森林施業プランナーの育成を支援する。
- ④ 教育機関と連携し、小中学生を対象とした森林体験学習を推進するほか、高校生等を対象としたガイダンスを実施する。
- ⑤ 国の「緑の雇用」制度と連動した、みやぎ森林・林業未来創造機構による技能講習や研修を実施するとともに、新規就業者やU I J ターン者への助成事業等により新規就業者の定着と技能習得を支援する。
- ⑥ 農林家の複合経営作目として重要な位置を占める特用林産物の一層の生産流通拡大と産地化を図る。また、生産規模の拡大を図ろうとする生産者の体制強化を支援する。

(4) 地域の中心となる先進的畜産経営体の育成

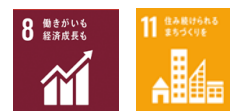


- ① 家畜飼養頭数の減少、畜産生産者の高齢化等に対応するため、省力機器を備えた畜舎の整備や公共牧場の利活用を進めることにより、畜産経営の規模拡大と収益力の強化を推進する。

1 未来を担う産業人材の育成に関する数値目標			
関連No	項目	目標（令和6年度末）	実績（令和4年度末）
(2)-①②③	アグリビジネス経営体数 （販売金額1億円以上の経営体）	40経営体	27経営体（R2）
(2)-①②③	農業法人数	187法人	167法人
(2)-①	担い手への集積率（大崎圏域）	74.7%	73.2%（R3年度末）
(4)-①	大規模肉用牛繁殖経営体数	15経営体	4経営体

2 地域資源を活かした観光・サービス業の振興

(1) 観光資源を活かした観光関連産業の振興



- ① 大崎地域の温泉等では短期間滞在（日帰り客）が多いことから、複数の地区が連携する地域内周遊を勧め、ワーケーション等を含めた長期滞在を促す観光施策に取り組み、交流人口及び関係人口の拡大を図る。
- ② 宮城オルレ大崎・鳴子温泉コースをはじめとした魅力あるアクティビティ・体験型ツアーや美味しく豊富な地元食材を活用した料理・酒等の地域の観光資源情報を積極的に発信していく。
- ③ 大崎地域の市町と連携した仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会及び山形県・秋田県の一部地域との三県連携交流事業により、研修会開催等受入体制強化事業、各種イベントの実施やSNS等を活用した広域的な誘客事業を実施する。
- ④ 令和2年9月に発表された「みやぎデジタルファースト宣言」に基づき、宿泊施設等の観光業界におけるデジタル変革の取組を支援する。
- ⑤ 世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の優れた景観や多彩な食材、文化等の地域の資源や魅力を生かし、都市と農村の交流や地域の活性化に向けた農泊、グリーン・ツーリズム活動を促進するため、実践者の意識や資質向上を支援する。

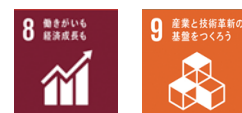
(2) 地域食材等を活用した食関連産業の振興



- ① 地域食材に対する実需者の理解と活用を促すため、出会いの場の創出や商談会等の情報提供を行いながら、食関連産業の振興を図る。あわせて、地域食材を活用した新商品、郷土料理、食文化に関する取組などの積極的な情報発信により、「食」による地域活性化を図る。
- ② 地産地消の拠点である管内の農林畜産物直売所・農家レストラン等の魅力をPRし、生産者と消費者の交流促進や地域農産物の消費拡大を図る。
- ③ 各市町や多様な主体が地域の特色を活かしながら実施する食育活動をより効果的に展開するため、保健福祉事務所・教育事務所と連携しながら、情報提供や活動に対する支援を行う。

3 地域経済を支える産業の持続的な発展

(1) ものづくり企業等の活動支援



- ① ものづくり企業や各種経営体等の現状・ニーズを把握し、有益な情報提供や効果的な支援策を講じるため、地学地就コーディネーターと連携し、企業訪問を行う。
- ② ものづくり企業等により設立された「大崎ものづくりネットワーク協議会」及び産業の枠組みを超えた連携組織「NPO法人未来産業創造おおさき」等との連携強化を図りながら、ものづくり企業の経営基盤強化のための取組を支援する。
- ③ 定期的な商工会議所や商工会への情報提供及び意見交換などを行うことにより、社会情勢等の変化に対して的確に対応できる経営体の育成を支援する。

(2) 持続可能な農業・林業の生産振興



- ① 経営所得安定対策を有効に活用し、需要に応じた米づくりと水田収益力強化ビジョンの実現に向け支援する。さらに、地元が主体的に取り組む地域ブランド米、実需者と連携した酒造好適米や新市場開拓米などの生産体制確立に向けた取組を支援する。
- ② 県内の6割を担う水稲種子生産について、安定的に優良な種子を供給できるよう、採種農家の生産技術を支援・指導する。
- ③ 本県が目指す園芸振興を実現するため、大区画ほ場などの水田における大規模土地利用型法人等への機械化一貫体系導入等による園芸作物の生産拡大、施設園芸における高度な環境制御技術導入による生産性向上、さらには地域が一体となって取り組む収益性の高い園芸作物の産地形成を支援する。
- ④ 中山間地域特有の資源を活かした売れる園芸作物等の生産拡大など、地域活性化につながる取組を支援するとともに、地域計画の策定に向けた取組など集落内の合意形成を図り、地域農業の維持発展に向けた地域営農システムの構築を支援する。
- ⑤ 農業生産性の向上や省力・低コスト化を実現し経営の改善を図るため、アグリテックを推進する。
- ⑥ 競争力の高い農業を展開するため、農地整備事業等により、ほ場の大区画化や畑作物を安定的に生産できる汎用化を進め、担い手への農地集積、流動化を推進する。
- ⑦ 野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市町が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援する。また、ジビエ加工に向けた取組のほか、管内の市町やJA、共済組合等を構成員とする「地域連携会議」を開催し、情報の共有化を図るなど、被害防止に向けて連携した取組を推進する。
- ⑧ 圏域を越えて広域化した農業協同組合に参加する管内の農業者の営農活動が円滑に展開できるよう、連携した取組を進める。
- ⑨ 管内の豊富な森林資源は利用期を迎えており、これを地域で有効に活用していくため、施業の集約化や高性能林業機械の導入により木材生産コストの低減を図る。
- ⑩ 森林の循環利用を図るため、伐採後の再生林を推進する。

(3) 畜産の競争力強化に向けた生産振興



- ① 収益性が高く持続可能な畜産経営を実現するため、畜産クラスター事業等を活用した機械の導入や施設の整備を推進する。
- ② 畜産業の労働負担の軽減や生産性の向上を図るため、ICT技術を活用した省力化機器の導入と活用を推進する。
- ③ 肉用牛の子牛の安定供給や能力の高い繁殖雌牛群を整備するため、現場後代検定等を支援し、特色のある優れた種雄牛の造成を推進する。
- ④ 乳用牛の生涯生産性を高め、酪農経営の安定化を図るため、牛群検定事業などを活用した遺伝的改良と飼養管理技術の向上を推進する。
- ⑤ 仙台牛の産地維持・発展のため、生産者に対する巡回指導により、飼養管理の向上を図る。

3 地域経済を支える産業の持続的な発展に関する数値目標			
関連No	項目	目標（令和6年度末）	実績（令和4年度末）
(2)－①③④	水田活用による園芸作物の作付面積	1,225ha	986.7ha (R3年度)
(2)－⑦	野生鳥獣による農作物被害額	15,000千円	30,213千円 (R3年度)
(2)－⑨⑩	森林施業の団地化(森林経営計画面積)	24,121ha	15,662ha
(2)－⑤	ICT等省力管理機器導入農家戸数	10戸	20戸
(2)－⑤	仙台牛の主産地であるJA古川肥育農家巡回指導回数（関係機関連携）	全35戸 年2回巡回	全35戸 年1回巡回

4 農業・林業・畜産業の生産基盤等の整備

(1) 生産基盤の着実な整備と保全



- ① 大豆、麦類の土地利用型作物の安定生産や高収益作物の導入を図るため、基幹的な水利施設の更新整備により排水不良を解消し、ほ場の大区画化、水田の汎用化を推進する。また、農業の生産性を向上し、競争力を強化するため、市町や農業委員会等との連携を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を推進する。
- ② 排水機場等の整備補修を計画的に実施し、併せて洪水緩和を目指す地域に、田んぼダムの取組みを普及し、地域防災力の強化を推進する。また、農業水利施設の機能を安定的に発揮させるために、関係市町、改良区と共同で施設の機能診断を行い、計画的に施設の補修、整備及び更新を実施することにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る。
- ③ 飼料の生産と飼料自給率の向上を図るため、畜舎・機械等の施設整備や草地の整備・改良を推進する。
- ④ 老朽化した広域たい肥センターの施設や機械等の機能保全と長寿命化を図る。

(2) 森林の持つ公益的機能の高度発揮



- ① 山地災害の予防や被災箇所の復旧のため、治山施設の整備や既存施設の機能強化等を行う。また、保安林の機能を十分に果たせるよう、その適正な管理と整備に努める。
- ② 1ヘクタールを超える森林を開発する場合は、林地開発許可制度に従って指導し、無秩序な森林開発等を防止する。
- ③ 森林が持つ多面的機能を高度かつ持続的に発揮させていくため、間伐の推進や伐採跡地への再造林を推進するとともに、森林整備や木材生産に不可欠な林道・森林作業道等の路網整備を推進する。

4 農業・林業・畜産業の生産基盤等の整備に関する数値目標			
関連No	項目	目標（令和6年度末）	実績（令和4年度末）
(1)-①	水田整備率（※）	24,401ha(76%)	24,037ha(75%)
(1)-②	農業水利施設の機能維持のために対策を行った施設数（※）	6施設	1施設
(2)-①	保安林指定面積	20,001 ha	19,778 ha
(2)-①	山地災害危険地区における治山事業着手数	48箇所	54箇所

■ 項目末尾に（※）が付いている、農業農村整備事業に関する項目は、第3期みやぎ農業農村整備基本計画の目標年に合わせて令和7年度目標値を記載しています。また、実績（令和4年度末）については、調査期間の関係から令和3年度実績の数値を記載しています。

5 安全・安心な暮らしの確保

(1) 安全で安心できる農林畜産物の安定的な供給



- ① 消費者から支持される農林畜産物の生産を拡大するため、GAPの考え方について農業者への理解浸透を図りながら、国際水準GAP等を取得しようとする農業者を支援する。
- ② 農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を確保するため、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の普及推進や「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷の低減を図る取組を支援する。
- ③ 農薬の適正使用・管理を図るため、使用者や販売業者の立入検査・指導を行う。また、肥料の適正な生産・流通を図るため、製造業者の立入検査・指導を行う。
- ④ カドミウム基準値を超過した農産物の市場流通を防止するため、管内の農作物生産流通対策事業区域において、水稻出穂前後の水管理の徹底を図るほか、収穫・出荷前の各種調査を実施する。
- ⑤ 放射性物質の基準値を超える農林畜産物等の流通を防ぐため、市町・農業協同組合・農林畜産物直売施設と連携しながら大崎地域における農林畜産物等のモニタリング検査を行う。
- ⑥ 特用林産物については、出荷制限品目の放射性物質検査を継続し、放射性物質濃度が十分に低下した後に出荷制限解除を進めるほか、出荷制限解除品目の栽培工程管理基準に基づく生産方法や適切な出荷・流通について市町と連携して生産者や直売所等を指導する。
- ⑦ 放射性物質濃度の基準を超える畜産物等が生産されないよう、粗飼料の検査を継続するとともに、生産者団体と連携して、適切な飼養管理の指導を実施する。
- ⑧ 家畜排せつ物等に起因する環境汚染を防ぐため、家畜排せつ物処理施設の適正管理を指導するとともに、堆肥の利用促進を図るための耕畜連携を推進する。
- ⑨ 豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染性疾患の発生予防とまん延防止を図るため、各種伝染性疾患の検査及び飼養衛生管理基準の遵守指導を実施する。
- ⑩ 特定家畜伝染病が発生した場合の体制を強化するため、防疫演習を開催し対応マニュアルの検証を継続する。
- ⑪ 日本版畜産GAPの普及推進を図るため、制度を周知するとともに、指導員等により認証取得を支援する。
- ⑫ 動物用医薬品の適正使用・管理を図るため、使用者や販売業者の立入検査・指導を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症等や自然災害への対応



- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者や自然災害で被災した事業者に対しては、雇用の確保、工場・設備等の復旧や新たな整備経費の補助等の情報を提供するなど必要な支援を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大による高校生の就職活動への影響を軽減するため、ウェブなどを活用した企業情報の収集を支援する。
- ③ 観光客入込数及び観光宿泊客数の回復に向けて、観光客から選ばれる観光地とするため、観光関連組合等が行う感染症対策を支援し、SNS等を活用した情報発信を行う。
- ④ 「新型コロナウイルスに関する農業経営相談窓口」を当面の間は継続し、その他の相談窓口等を含めて、農業者からの相談に対応するとともに農業者が対象となる支援制度等について情報提供を行う。
- ⑤ 豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の防疫体制を強化するとともに、発生時には、生産者・関係機関等と密接に連携を図りながら、速やかに防疫措置を講じる。
- ⑥ 自然災害発生時には、速やかに警戒態勢を構築し、管内関係機関と連携しながら被害状況を把握するとともに、被災事業者の支援に取り組む。

(3) 地域住民が主体となる地域づくりの推進



- ① 地方分権型社会において、地方創生の実現に向けて中心的な担い手となる管内市町の取組を支援するため、大崎地域県市町政策調整会議（首長会議）等を通じ情報交換等を行うとともに、県と市町との協働による取組を推進する。
また、市町村振興総合補助金を交付し、市町自らの選択による個性的・重点的な地域づくりを支援する。
- ② 管内1市4町で構成される「大崎定住自立圏」における具体的取組等を記載した「大崎定住自立圏共生ビジョン」の着実な実行を支援する。
- ③ 人口減少や少子高齢化の進展に対応するため、大崎地域への移住・定住の流れをつくるとともに、関係人口の創出を支援する。
- ④ 地域づくり団体等の活動支援や助成制度に関する情報提供を行う。
- ⑤ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地・水路・農道等の地域資源、農村景観などの適切な保全管理に取り組む地域の共同活動や、平地に比べ条件が不利な中山間地域等の農業・農村を維持する取組を総合的に支援する。
- ⑥ 地域住民やNPO、林業者等が主体又は協働して行う森林の整備や資源の利用、さらには「おおさき山がっこ」による小学生等への森林教育の諸活動を支援する。

5 安全・安心な暮らしの確保に関する数値目標			
関連No	項目	目標（令和6年度末）	実績（令和4年度末）
(1)-①	国際水準 GAP 導入・認証総数	68件	46件
(1)-③	農薬取締法及び肥料取締法に基づく立入検査	農薬立入検査 85件 肥料立入検査 7件	農薬立入検査 76件 肥料立入検査 12件
(1)-⑫	動物用医薬品販売業立入検査	16件	13件（12月末時点）
(2)-⑤	高病原性鳥インフルエンザ検査 モニタリング	定点 4戸 480羽 強化 6戸 60羽	定点 3戸 270羽 強化 4戸 40羽 （12月末時点）
(2)-⑤	ヨーネ病検査	3,725頭	3,345頭 （12月末時点）
(3)-④	日本型直接支払制度支援対象面積 （※） （中山間地域等直接支払制度取組面積と多面的機能支払制度取組面積の重複面積 A=10ha 含）	21,859ha	22,441ha

■ 項目末尾に（※）が付いている、農業農村整備事業に関する項目は、第3期みやぎ農業農村整備基本計画の目標年に合わせて令和7年度目標値を記載しています。

令和 3 年4月策定

令和 4 年4月改定

令和 5 年4月改定

『大崎地方振興指針』（令和5年4月）

発行
宮城県北部地方振興事務所

担当：地方振興部商工・振興第一班
住所：〒989-6117 宮城県大崎市古川旭四丁目1番1号
TEL：0229-91-0744
FAX：0229-91-0749